

無年金・低年金者対策の推進を求める意見書

厚生労働省によると、2013年10月時点で、無年金見込み者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されており、仮に受給資格期間を10年に短縮した場合、無年金者の約4割にあたる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

一方、諸外国の状況に目を向けると、ドイツが受給資格期間を5年としているほか、イギリス、フランス及びスウェーデンにあっては受給資格期間を設けておらず、日本は他国に比べ受給資格期間が明らかに長いことが読み取れる。

このような中、政府は、本年9月に年金受給資格期間を25年から10年に短縮する内容を盛り込んだ年金機能強化関連法の改正案を閣議決定したが、今後は国会での早期の成立が望まれるところである。

よって、政府においては、必要な財源の確保を含め、誰もが安心できる社会保障の実現を図るため、下記の事項を早急 to 実施するよう強く要望する。

記

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるような必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者へ月額5,000円を支給する「年金生活者支援給付金」については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員及び維新の党中山真一議員